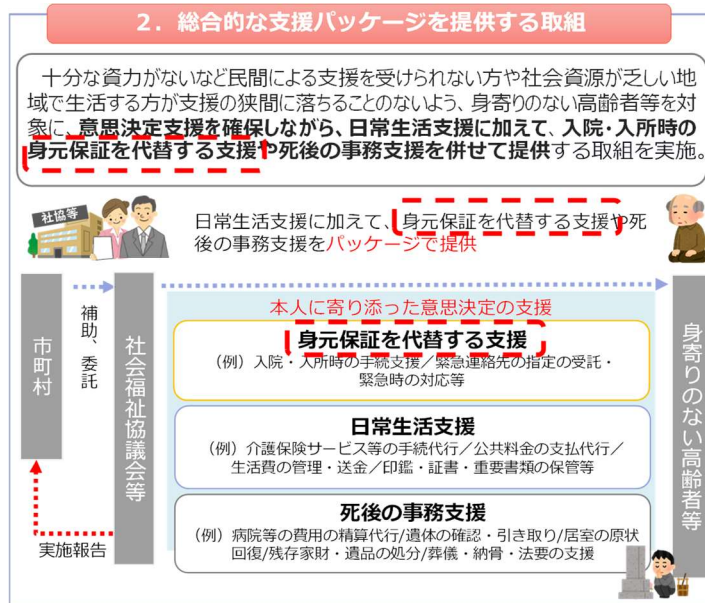


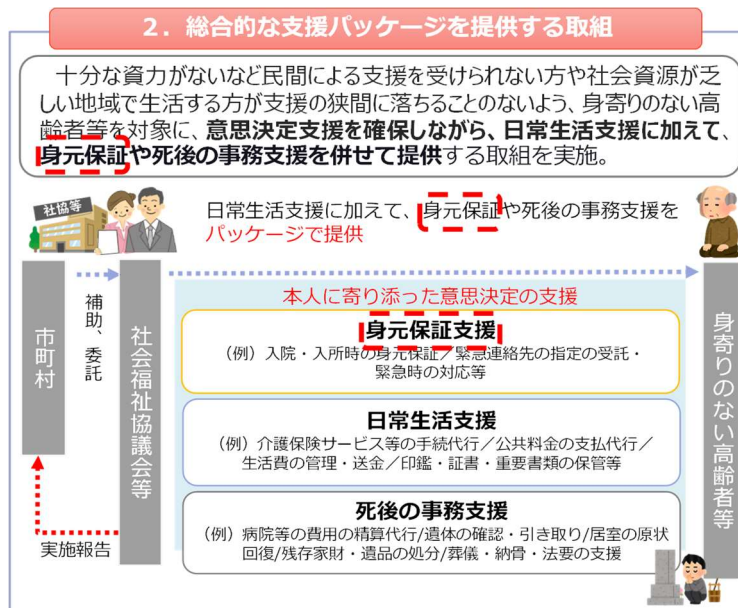
「令和5年度全国厚生労働関係部局長会議」において、掲載内容に誤りがございました。ご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり適切な表現、内容に訂正させていただきます。

○説明資料－社会・援護局 **赤い点線の囲み部分を訂正**

P 5 6 [訂正後]



P 5 6 [訂正前]



○詳細資料—社会・援護局 下線部分を訂正

P 1 8 [訂正後]

(12) いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について

(前略)

令和6年1月19日には、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議において、「『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策」が決定され、元信者や宗教2世の方等への相談体制の強化や住まいの確保等に対する支援の実施などが盛り込まれたところ。

各自立相談支援機関におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいているものと承知しているが、引き続き必要に応じて法テラス、警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、これらの機関からの紹介等を受けて御対応いただいたもののうち、留意すべき事例等については厚生労働省（生活困窮者自立支援室）に適宜情報提供いただくようお願いする。

P 1 8 [訂正前]

(前略)

令和6年1月19日には、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議において、「『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策」が決定され、元信者や宗教2世の方等への相談体制の強化や住まいの支援、自立支援の実施などが盛り込まれたところ。

各自立相談支援機関におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいているものと承知しているが、必要に応じて法テラス、警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、引き続き適切に御対応いただくようお願いする。

○P 2 3 [訂正後]

(2) 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間となっている。

各都道府県及び各都道府県社会福祉協議会におかれては、従来の活動に支障が生じないように、都道府県社会福祉協議会の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社会福祉協議会の体制強化などをお願いする。

また、債権管理事務費を活用した体制整備に当たっては、「緊急小口資金等の特例貸付の実施に係る追加財政措置について」（令和4年8月9日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）で示したとおり、特例貸付の償還について、きめ細かな相談支援等の対応を行うための相談員や事務員の

加配を行うものであり、従来行われていた他の事業に係る予算については、社会福祉協議会の活動に支障が生じないように確保することをお願いする。

(債権管理事務費の活用例)

○ 相談員や事務員の正規職員の雇用等による体制整備

- ・ 償還が困難な借受人への相談支援等をきめ細かく行うための相談員の加配
- ・ 償還免除を迅速に行うための事務員の加配
- ・ 各都道府県におけるコールセンターの設置や住居不明の借受人に対する転居先の調査等の債権管理に関する業務の外部委託

○ 円滑な申請手続きに向けた地域の実情に応じた丁寧な支援

- ・ ホームページやSNS等を活用した償還免除申請の案内
- ・ 借受人が転居した場合は転居先を届け出る必要があることの周知徹底
- ・ 未申請の借受人に対する電話等による申請勧奨

○ 障害のある方に配慮した支援

- ・ ホームページや申請の案内時における音声コードの活用
- ・ 代理申請や窓口に来所された場合の代筆支援（に要する相談員の加配）等

○ P 2 3 [訂正前]

(2) 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間となっている。

各都道府県及び各都道府県社会福祉協議会におかれては、従来の活動に支障が生じないように、都道府県社会福祉協議会の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社会福祉協議会の体制強化などをお願いする。

○ P 2 5 [訂正後]

(4) その他

② 保有資金の規模に関する評価について

(前略)

コロナ禍の特例貸付等への対応状況を鑑み、これまで実施されていなかった初回の評価を令和5年度に実施することとし、「生活福祉資金貸付制度における保有資金の規模に関する評価について」(令和5年12月19日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)において、御対応をお願いしたところ。評価結果に基づいて、基準を超過した分については、令和6年度中に国庫へ返還をしていただく予定である。

○P25 [訂正前]

(4) その他

② 保有資金の規模に関する評価について

(前略)

コロナ禍の特例貸付等への対応状況を鑑み、これまで実施されていなかった初回の評価を令和5年度に実施することとし、「生活福祉資金貸付制度における保有資金の希望に関する評価について」(令和5年12月19日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)において、御対応をお願いしたところ。評価結果に基づいて、基準を超過した分については、令和6年度中に国庫へ返還をしていただく予定である。

○P77 [訂正後]

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野(介護、障害、子ども・子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助(以下「既存事業」という。)に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」(以下「重層事業交付金」という。)として交付している。

なお、令和6年度に重層事業を実施する予定の346市町村(令和5年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村)は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

○P77 [訂正前]

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野(介護、障害、子ども・子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助(以下「既存事業」という。)に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」(以下「重層事業交付金」という。)と

して交付している。

なお、令和6年度に重層事業を実施する予定の 364 市町村（令和5年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

○P83 [訂正後]

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和5年度は 44 道府県が取り組んでいる）。

○P83 [訂正前]

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和5年度は 44 都道府県が取り組んでいる）。

○P84 [訂正後] 赤線の囲み部分を訂正

表6（全国研修の概要（令和5年度の例））

【基礎編】研修	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	①オンデマンド ②Zoom 集合研修 （第1回と第2回 の間に、自治体が 自主的に実践研修 を行うことを想 定）	①令和6年1月 ②令和5年10 月、令和6年2月
---------	---	--	--------------------------------

○P84 [訂正前]

表6（全国研修の概要（令和5年度の例））

【基礎編】研修	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	①オンデマンド ②Zoom 集合研修 （第1回と第2回 の間に、自治体が 自主的に実践研修 を行うことを想 定）	①令和5年9月 ②令和5年10 月、令和6年2月
---------	---	--	--------------------------------

○P86 [訂正後] **赤字部分を追記**

表8 (多様な施策との連携通知)

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策[←] ・障害保健福祉施策[←] ・子ども・子育て支援施策[←] ・生活困窮者自立支援制度[←] ・生活保護制度[←] ・成年後見制度利用促進に係る取組[←] ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等[←] 	令和3年3月31日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション事業[←] 	令和3年4月1日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度[←] ・地域力創造施策[←] 	令和3年10月1日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策[←] 	令和3年12月1日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策[←] 	令和4年3月1日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏[←] 	令和4年6月30日 [←]

○P86 [訂正前]

表8 (多様な施策との連携通知)

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策[←] ・障害保健福祉施策[←] ・子ども・子育て支援施策[←] ・生活困窮者自立支援制度[←] ・生活保護制度[←] ・成年後見制度利用促進に係る取組[←] ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等[←] 	令和3年3月31日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度[←] ・地域力創造施策[←] 	令和3年10月1日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策[←] 	令和3年12月1日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策[←] 	令和4年3月1日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏[←] 	令和4年6月30日 [←]

○P87 [訂正後]

② 参加支援

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウ

を十分に活かしていただくことが期待される。

以前から、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）（令和4年6月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。

○P87 [訂正前]

② 参加支援

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

以前から、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。